

第139号議案

島根県消費者センター条例の一部を改正する条例

島根県消費者センター条例（昭和46年島根県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第1項の規定に基づく消費生活センターとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。